

犬を飼われる方へ（各種申請等）

内 容	説 明	手 数 料 等
登 録 狂 犬 病 予 防 注 射	<p>【犬の登録等】</p> <p>狂犬病予防法により、生後91日以上経つ犬の所有者には、生涯に1度の犬の登録と、年に1度の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。</p> <p>犬の登録は紀宝町役場 環境衛生課で行っていただくか、下記の契約動物病院でも行うことができます。左記の手数料等を添えて申請して下さい。犬の鑑札（登録を証明する札）、注射済票をお渡しいたします。</p> <p>【契約動物病院】</p> <p>○すずき動物病院（御浜町） 電話: 05979-2-0087</p> <p>上記以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けさせた場合は、狂犬病予防注射済票に交付手数料（550円）、を添えて紀宝町役場 環境衛生課にて申請してください。</p> <p>【定期予防注射】</p> <p>紀宝町では、毎年春（4月中頃）に町内を巡回し、狂犬病予防注射及び犬の登録を行っていますのでご利用ください。（紀宝町で犬の登録をされている方には、事前に詳細を通知いたします。）</p> <p>※鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪に取り付けてください。</p>	<p>登録手数料 3,000円</p> <p>注射済票交付手数料 550円</p> <p>定期予防注射料 2,850円 ※注射済票を含め 3,400円</p>
死 亡	<p>犬が死亡した場合は、犬の死亡届を提出又は電話にて連絡してください。</p>	—
登録事項変更	<p>犬の所在地や所有者の氏名、住所（町内転居・転入）変更があった場合は、犬の登録事項変更届を提出してください。なお、町外からの転入は鑑札をご持参ください。</p>	—
鑑札の紛失	<p>犬の登録鑑札を紛失した場合は、再交付手数料を添えて申請してください。</p>	<p>鑑札再交付手数料 1,600円</p>
注射済票の紛失	<p>狂犬病予防注射済票を紛失した場合は、再交付手数料を添えて申請してください。</p>	<p>注 射 済 票 再 交 付 手 数 料 340円</p>

【問い合わせ先】

紀宝町役場 環境衛生課

電話：0735-33-0338

